

柳川市対面型セミセルフPOSレジ端末およびキャッシュレス決済端末導入業務公募型プロポーザル

質問回答書

令和5年1月10日

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領・8参加申込の手続き(2)	書類(提案書)の枚数制限や表記制限はあるのでしょうか。	提案書の枚数制限や表記制限はありません。
2	実施要領・10選定方法(3)	プレゼンテーションでは実機持込は可能でしょうか。	可能です。 機器を持込む場合のセッティング及び撤収はご自身で行なっていただき、制限時間内をお願いします。
3	実施要領・8参加申込の手続き(2)	提出書類の提出書内にランニングコストを明示とあるが、加盟店手数料の明記は必要でしょうか。	加盟店に支払う料金があればランニングコストとして提案書にて提示ください。
4	実施要領・8参加申込の手続き(2)	提出書類の中にセキュリティポリシーとありますが内容を具体的に教えてください。	情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載しているものです。
5	仕様書・10保守および保証について(2)	保守期間は5年とあるが、5年一括保守のことでしょうか。(5年分保守料金を見積書に加算するかどうか)	5年分の保守料金を見積書に加算せず、ランニングコストとして提案書にて提示ください。
6	仕様書・2業務概要(2)	対応窓口を1箇所に統一することとあります。導入後の設定変更や保守受付などは参加申込社(代表会社)ではなく、協業メーカーへ直接連絡することは可能でしょうか。	メーカーへ直接連絡することは可能です。
7	仕様書・13その他(3)	受注者は本業務を第三者に委託してはならないとあるが、導入予定機器メーカーに依頼するが他の第三者に委託はないが、今回協業する企業なら可能でしょうか。	導入予定機器メーカーに依頼するのは第三者に委託とはなりません。
8	仕様書・7調達機器(1)セミセルフPOSレジ・チ	カメラ撮影機能だけがないのですが、なくてもプロポーザル参加は可能でしょうか。	参加は可能です。別に取り付ける等他にトラブルを防ぐものを提案してください。

番号	質問項目	質問内容	回答
9	実施要領・7参加資格	今回の公募型プロポーザルにつきまして、物品購入入札ではないこと、また参加資格に業者登録に関する記載がないことから、貴市登録業者以外も参加が可能であるという認識でおりますが、間違いはないでしょうか。	物品購入入札ではありません。また本市に登録をする必要はありませんので参加は可能です。
10	実施要領・10選定方法(2)	価格の配点は最安値の業者の提示金額より1円高い場合でも金額の点数は0点になってしまうのでしょうか。もしくは最安値業者より見積金額が10万円以上離れていたら15点、20万以上は10点といった段階的な配点方法になるのでしょうか。	最低提案見積額に対する提案見積額の割合から「見積書見積額評価点」を算出します。※提示価格が本市が示した提案限度額を超過する業者については、業務内容等が優れていても採用はしません。
11	仕様書・7達機器(1)セミセルフPOSレジ・オ	決済種別については決済ブランドとはPOSレジ上で閲覧することを想定しているのでしょうか。また、決済ブランドはVISA、マスター、JCBなど各事業者ごとに閲覧する事を想定されてますでしょうか。	POSレジ上で閲覧することを想定していません。データでもレシートでも可能です。また、決済ブランドはVISA、マスター、JCBなど各事業者ごとに閲覧できることと想定しています。
12	仕様書・7調達機器(1)セミセルフPOSレジ・チ	カメラ撮影機能とはジャーナルデータとの連携を想定されておりますでしょうか。	来庁者が支払った紙幣等の現金をトラブル防止のために確認するものです。ジャーナルデータとの連携は想定していませんが、連携している場合は提案書に記載ください。
13	仕様書・10 保守および保証について(4)	機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること、とはPOSレジ、釣銭機、カメラ、キャッシュレス端末の全てが対象なのでしょうか。	時間を要する修理が必要な場合は、代替機は全てが対象になります。
14	仕様書・8指定納付受託業務について	市への精算口座の種目は「普通」でよろしいでしょうか。	普通預金です。
15	仕様書・8指定納付受託業務について(2)ウ	収納金の期間は月単位を最長とし、複数月にまたがる収納金を一度に入金するとありますが、当月1日から末日までの取り扱い額を翌月末日に精算する予定です。解釈はあってますか。	お見込みの通りです。

番号	質問項目	質問内容	回答
16	仕様書・8指定納付受託業務について(2)エ	収納金は、納入義務者が選択するキャッシュレス手段および決済ブランドの種類を問わず一括して納付することとするとありますが、座組の中で、A社がクレジットとコード決済、B社が電子マネーを請け負います。B社は市の委任を受けて、A社に精算金を納付しA社から一括して市へ納付する契約を提案する予定です。他の自治体でも、この契約で実績があるため提案する予定です。よろしいですか。	一括して納付するのであれば、可能です。
17	仕様書・8指定納付受託業務について(2)オ	精算金の振込手数料は受託者負担ですが、手数料精算の振込手数料は市の負担でよろしいですか。	お見込みの通りです。
18	仕様書・8指定納付受託業務について(2)エ	収納金の支払い時、決済手数料を収納金から差し引くのは不可ですか。キャッシュレスを導入されている自治体で決済手数料を差し引いての振込を実施している自治体があるのですが。	決済手数料を収納金から差し引くのは不可ではありませんが、収納金を全額支払、決済手数料を請求する「立替払方式」を採用した仕様になっています。収納金の支払い時、決済手数料を収納金から差し引く取扱いのみであれば提案書に記載してください。